

〔翻 訳〕

福祉の概念史(Ⅲ)

モハメド・ラッセム 著

杉田孝夫 田崎聖子 訳

目 次

- I. 序文
- II. ギリシャ・ローマの伝統
- III. 新約聖書における憐れみと奉仕
- IV. 中世から宗教改革へ（以上 第19号）
- V. 16世紀から18世紀にかけての福祉学の発展（以下 第20号）
- VI. カリタスと福祉政策の危機
 1. 三人の批判家：マンデヴィル，メーザー，ヴォルテール
 2. 新たな社会哲学：ルソー，スミス，ファーガソン，ベイリー（以上 第20号）
 3. ゲーテとヘルダーとカントの違い（以下本号）
 4. ヴィルヘルム・フォン・フンボルトにおける国家的保護の制限
 5. フランス共和国における制度化
 6. ヘーゲル：カリタスと福祉に替わる精神と法
- VII. 三月前期における貧民救済の理論的理解と経験的理解
- VIII. 福祉国家へ向かって
- IX. 展望

〔前承〕

VI. カリタスと福祉政策の危機

3. ゲーテとヘルダーとカントの違い

ゲーテは、実際的で教唆的な賛美を、活動的で創造的な生に捧げる。そこには「扶助」[Helfen] というモチーフが頻繁に編みこまれている。これは、隣人愛と慈善 (Wohltätigkeit) についてのある特定の解釈にみられるような道徳的で宗教的な背景を有するだけでなく、政治的な次元をも有している。政治的次元はすでに、世間に深い感銘を与えた『ゲッツ・フォン・ベルリヒンゲン』(1771/73年) で明らかに示されていたものである。この戯曲の主人公は、警察権力に敵対的でありながら、公共の福利 (die

allgemeine Glückseligkeit) のために自分の人生を捧げようとする¹⁶⁶⁾。それと対照をなすのは、マリアおばさんがゲッツの幼い息子に話して聞かせる偽善の童話である。そのあらすじは、ある子供が自分の朝食を買うための金を、腹をすかせた老人に与え、この行為によってこの子供は手をかざすことでどんな病気も治せるという奇跡の治癒者となり、皇帝や王たちを癒し、金持ちになり、そして修道院を建てる、というものだ。これに対してエリザベート[主人公ゲッツの妻] は、「慈善は高貴な徳ではありますが、ただそれは強靱な心を持った者の特権にすぎません。柔弱さゆえに善を行う者などは、尿意を抑えきれない人となら違いはないではありませんか」という否定的な注釈をつける¹⁶⁷⁾。自由、

支援, 奉仕, 忠誠, 寛容 (magnanimitas), 顧慮, 闘い (肉体の投入, 鉄の手), これらの価値がここでは「慈善」[Wohltätigkeit] と結びついている。しかしそれらは無敵ではない。なぜならば、「欺瞞の時代が訪れ…弱者が狡猾に統治する時代が来るからだ」¹⁶⁸⁾。真のキリスト教的英雄は追放の憂き目を見る。これは、ゲーテ時代の敬虔主義的愛国者たちの境遇を中世風に描いた作品であるといえる。とはいえ、幸福な未来への幻想が消えることはなく、「幸福な臣民たちを持つ領主が溢れんばかりの歓喜を感じる、という未来が描かれる。もしも領主が十分に人間的な心をもっているならば、偉大な人間であることがいかなる至福であるかということを知るであろう」¹⁶⁹⁾。

敬虔主義はここでみじめたらしい要素をすべて捨て去り、18世紀の錬金術の哲学の思想と融合する。それは、燃えたる力であり、「憤激(怒り)」と「愛」との間で揺れ動く生のもつ魅力である、というのはヤコブ・ベーメ [Jakob Böhme, 1575-1624] の教えるところであった¹⁷⁰⁾。

福祉国家 (Wohlfahrtsstaat) に対するカントの控え目な態度は、ゲーテのそれとはまた異なる原因によっている。スミスと同様、カントは形式的な法治国家を擁護する。とはいえ、楽観的な人間学に基づくありふれた道徳哲学やいかげんな「幸福論」(Glückseligkeitslehre)、そしてあらゆる種類の狂信的な「千福年説」[ヨハネ黙示録20の4] の類に対する彼の不信は根深い。それらに対して彼は「道徳法則」(Sittengesetz) と「義務」(Pflicht) という概念を対置させる。それぞれ「kathekon」と「officium」の訳語としてあてられた古いドイツ語であるが、そもそもの具体的な意味(世話, 献身)がいくらか弱められているのは「責務」という含蓄のゆえである。

目的と要求に関してカントは、個々人の物理的福祉ならびに道徳的幸福 (salubritas moralis, サルス) と¹⁷¹⁾、国民の福祉とを区別する。後者は salus civitatis [国家の安寧] のことで、salus civium [国民の安寧] ではない。さらに

これは、個人の繁栄の促進(「誰もが自分自身の個人的傾向に従ってあれこれ思い描くこと」といった類のことではなく、むしろ、「悟性的な繁栄のことであり、既存の憲法が保持されることを指している」¹⁷²⁾。カントが「福祉」に関して、一般化されうる原則を認めることができなかった理由は、「意志を構成する要素にあり、これは経験的であるがゆえに規則化されえないからである」¹⁷³⁾。彼によると、家父長的統治とは、幸福追求のための道筋を臣民に対して恩恵的かつ慈善的に強制するものであって、専制的である¹⁷⁴⁾。

カントの個人倫理において「慈善」(Wohltätigkeit) は主要な積極的概念である。これは「愛の義務」に属し、隣人愛という福音書の命令に従い、「相互的善意 (benevolentia) という義務としての平等原則」に起源をもつ¹⁷⁵⁾。他方、法的な「人間の一般的平等」は「最大の不平等」と結びつく可能性を持ち、それゆえに「個人の福祉は他者の意志に多大に依存することになる」¹⁷⁶⁾。「善行を行うという能力」は、まさにこのような不平等に依存し、またこの「善行」自体は功績ではなくむしろ「義務」であり「責務」である¹⁷⁷⁾。カントの倫理によるとこの「義務」は、自然で「自発的な気性のよさ」や「性向」(印象によってもたらされる動機)によって生じるとは考えられない。そう考えることは夢想あるいは心の軟弱さにすぎないのである。「道徳法則」は「神聖」であるが、人間はそうではない。というのも、人間は決して、「すべての道徳法則を完全に好んで行うこと」ができるようにはならないからである¹⁷⁸⁾。

後期ショーペンハウアー [Arthur Schopenhauer, 1788-1860] の、ところどころ大雑把になされている批判の矛先は、カントが道徳をア priori に構成することと、彼が同情をストア的に否定することに向けられている。これらをショーペンハウアーは、「愛がすべてのものに優るというキリスト教的道徳論」(コリントの信徒への手紙一13の3) [全財産を貧しい人びとのために使い尽くそうとも、誇ろうと

してわが身を死に引き渡そうとも、愛がなければ、私に何の益もない]の一つとよび、まったく反対の方向から無慈悲を賛美するものであるという¹⁷⁹⁾。たしかにカントは、たとえ愛の義務や隣人愛といった概念をもってその正当性が主張されようとも、愛の力を頼りにしているようには見えない。彼を支配するのは、「崇高」という体験と、人間の「有限性」という体験である¹⁸⁰⁾。ある種のキリスト教的楽観主義が前面に出てくるのはようやく後期の著作においてであり、そこで彼はその当時における神の国の来臨を認めるが、もちろんそこでは歴史哲学的かつ救済史的な熟考がナイーヴなキリスト再臨主義にとってかわる。道徳法則が遵守されることによってもたらされる「ゆるやかな移行」が向かう先は、善の支配であり、つまり、もはや法的政治的ではなくむしろ倫理的で公共的な存在であり、それは「自由意志による普遍的で永続的な心の結びつき」であり、ルカによる福音書17の21 [『ここにある』『あそこにある』と言えるものでもない。実に、神の国はあなたがたの間にあるのだ。]に書かれているような、見えざる教会である¹⁸¹⁾。

国家によって強制され偽装された幸福に反対し、しかしながら同時にカント流の宗教哲学にも反対するヘルダーは、熱狂的に聖パウロ流の体験を再びもちだす。新約聖書の「息吹がもたらすのは、勇気、希望、社交、愛、そして喜びである」¹⁸²⁾。そして「キリストは神の御業の中で、神聖で慈悲深い力の持ち主として、自由で聡明にそして勤勉に活動した」¹⁸³⁾。コリントの信徒への手紙 一の12 [霊的な賜物]の意味においてヘルダーが述べるのは、使徒が望むのは驚くべき才能ではなくて、有益な(善い)才能であり、それゆえに使徒は普通の民たちにも、すべてのものに影響を与える神の活力を与えた、ということである。彼はそのような才能すべてを、公共の利益への才能としてとらえる¹⁸⁴⁾。

以上で見てきたうちの幾人かには、伝記や文献から把握可能な範囲で、後期カルヴァン主義の影響が認められる。たとえそれが、哲学的で

反宗派的あるいは非宗派的な様式でおおい隠されていようと、である。ハーマン [Johann Georg Hamann, 1730-1788] やその他の18世紀の非正統派ルター主義者たちという背景があったからこそ、その影響を受けていないとしても、ゲーテとヘルダーは「新人文主義」を培うことができたのである。

4. ヴィルヘルム・フォン・フンボルトにおける国家的保護の制限

1790年代のドイツで、福祉の原理に対するある種の信用失墜や、少なくともその相対化が起こってくるのにはいくつかの理由がある。旧態依然の恣意的な絶対主義支配であろうと、はたまた公共の幸福と利益の名のもとに行われる新たな革命的恐怖政治支配であろうと、両者はともに「国家活動の範囲を決定」することを欲し、[それゆえに] 国家でも教会でもないようなある種の集合体の存在をしりぞける。中世後期の都市や小領地に起源を持つキリスト教的「自警団」のパトスと自覚は失われていく¹⁸⁵⁾。ここへさらに、哲学的な不確実性が付け加わる。幸福とは何なのかということがもはや確かでなくなり、「オイダイモニア」という包括的なアリストテレス的基盤は消滅する。若きヴィルヘルム・フォン・フンボルト [Wilhelm von Humboldt, 1767-1835] はアリストテレスと古代ギリシャの正しい解釈へ立ち戻ることを主張し、国家がなんらかの方法で「市民の実際の繁栄のため」の面倒をみることを禁止した。国内外の安全を本来的な国家の任務とみなすことに彼は焦点を置いたのだった。それゆえに彼は公教育をも拒否し、それが後に、フランスにおいても見られるような、大学体系から Collegia (寄宿舎付の学校) が消滅することへとつながる¹⁸⁶⁾。

ヴィルヘルム・フォン・フンボルトは、弟のアレクサンダー同様、パリでの出来事 [フランス革命とそれに続く諸事件] から直に感銘を受け、他のドイツ人思想家たちに先立ってつぎのような見解を抱いていた。すなわち「国民の幸福や、自然的かつ道徳的な繁栄を政府が世話す

べきものとする原理は、どのような政体においても、たとえそれが共和国においてであろうとも、最悪な専制政治である」¹⁸⁷⁾と。

5. フランス共和国における制度化

古代ローマの概念である「サルス・プブリカ」(salus publica)と「慈善」(beneficentia)は、近世初期以来あらゆる識者の間に周知されるようになった。これらは、フランス革命が進むにつれて、国家学や道徳的原則の領域を脱し、また、表象の領域からも脱していく。そして両概念とも共和国の政治機構や行政機構の呼び名となり、それと同時に共和国は、キリスト教から距離を置くようになる。

a) サルス・プブリカ

画期的な「バージニア権利章典」(1776年)以降、政府は「共通の利益ならびに人民の保護と安全のために」制定されるべきものとなり、その中では「公共の福祉」(public weal)に関しても言及されるようになる。この公益(Gemeinwohl)は明らかに、前節で見たような「幸福と安全の受容」を含む個人の「生得権」(inherent right)とは異なるものである¹⁸⁸⁾。1787年のアメリカ合衆国憲法では議会に対して、「公共の福祉(general Welfare)を供給する」という権能が与えられる¹⁸⁹⁾。公共の福祉として理解されるのは、アレクサンダー・ハミルトン[Alexander Hamilton, 1755-1804]の提案にあるとおり、「教育、農業、工業、商業に関する公益すべて」のことであり、これ以上の詳細な特定はあえてされていない¹⁹⁰⁾。ここでいわれる「慈善」(charity)とは、狭義の意味の「保護」(Fürsorge)ではない。18世紀にはいと慈善はもはや連邦のかかわるべきこととはみなされなくなったのである¹⁹¹⁾。

「フランス共和国憲法」(1793年)は、より多くの理論的かつ実践的な形式を備えており、これによると、「社会の目的は共同の福祉(le bonheur commun)である」¹⁹²⁾。同時に、新たな最高執行委員会(大臣よりも上位の九人から

なる委員会)が設けられ、これが「公安委員会」(Comité de Salut Public)として後に「恐怖政治」(テルール)の元凶となる。ドイツではほどなくしてこの委員会に「福祉委員会」(Wohlfahrtsausschuß)という名が与えられることになるが、これは明らかに、ドイツ語化することのなかったラテン語salusの従来訳語である「安寧」[Wohlfahrt]と関係している。革命のトポスの多くがそうであるように、「サリュ・プブリク」もまた王朝主義の時代の用語としてすでに存在していたものであり、「国家理性」(Staatsräson)の意味で用いられることが多かった¹⁹³⁾。ロベスピエールはこの語をまさにこの意味において用いることで、外交政策的理由から王の処刑を早めることを取りはからったのである。「訴訟手続きではなく、公共の安寧(salut public)のための手段を講ずることこそが、国家的配慮(providence nationale)を実現する行為である。ルイ16世は死すことで、祖国の命を救う」¹⁹⁴⁾。古代風な響きのする「サリュ・プブリク」という語は、場合によっては「公共の福祉」(gemeine Wohlfahrt)というよりも一層鋭くかつ莊嚴に聞こえるわけで、フランス語の「サリュ」は行動主義的な副次的意味(「救済」)を持つといえる。「公安委員会」からナポレオンのいう「救済者(sauveur)へと至る道のりは決して遠くはないのである。

b) 国家化されたカリタスとしての慈善

アンシャン・レジーム下で各地域にみられた「慈善事務所」[Bureaux de Charité]は、共和制下において再編成されて新たに「福祉事務所」(Bureaux de Bienfaisance)と名づけられた¹⁹⁵⁾。さらに今やパリには中央「福祉委員会」がおかれ、各部署の「福祉台帳」には貧窮者が登録されるようになった。もう二つの重要な専門用語は「公的扶助」(assistance publique)と「公的保護」(secours publics)で、両者ともに国民の「神聖なる責務」(dette sacrée)である¹⁹⁶⁾。経済的な核心部分となるのは、すべての施設の

解散と国営化であり、新しく国営化されたこれらの施設によって病院やその他の制度が担われることとなる。喜捨は、厳罰とはならないものの、処罰の対象となる。物乞いと浮浪は禁止され、これが繰り返される場合には、アンシャン・レジームの時代とまったく同様に、マダガスカル島への追放処置もなされる。こうした変化はかなり暴力的で劇的に見えるのだが、救貧政策の中央集権化、世俗化、道徳化は確実に歩を進め、絶対主義の時代やイングランドにおいて見られるような形をとっていくことになったのである¹⁹⁷⁾。

1803年以降（そしてすでに皇帝ヨゼフ二世の統治下の）ドイツでも多くの慈善施設が整理解散され、あるいは再編されていく。しかし、ナポレン治下のヨーロッパ全土におけるある種の再編成の波は、この領域にもおしよせることになる。その再編成は当然ながら、世俗化によって解体された組織を以前とまったく同じかたちで復旧することにはなりえないのである¹⁹⁸⁾。

6. ヘーゲル：カリタスと福祉に替わる精神と法¹⁹⁹⁾

ヘーゲル [Georg Wilhelm Friedrich Hegel, 1770-1831] にとって国家とは、「特別な目的と福祉に到達するための唯一の条件」²⁰⁰⁾ である。「個人の幸福」つまり「私的福祉」は主観的で、「極端」にすらなりうるが、「形式的権利」として保障されている。これは当然、「国家の福祉」にとっては「第二義的な要素」であり無用なものになりうる²⁰¹⁾。

このような国家の福祉は、もはや古代風ではなく近代風に表現される。それには二つの根拠がある。第一に、1818年以降ヘーゲルが君主の尊厳を「自己内存在」(Insichsein) として、つまり「根拠なき直接性」として定義したことによる。これは1821年以降さらに厳しくなるのだが、それは、彼と彼の弟子たちがいわゆる「デマゴグ狩り」によって威嚇されたように感じたためである。この定義によれば君主の尊厳は、「それ自身以外のものによって、つまりそれと

異なる考えをするようなもの、例えば国家の福祉や国民の幸福といったものによって、推論の領域に引き落とされることはない。どのような結果がここ（人民の安寧 *salut de peuple*）から引き出されてきたかということはいまにも周知のことである」²⁰²⁾。第二の、そしてより根深い根拠は、「国家とは自ら発展していく精神であるということ、つまり、自由を最高の法とするような絶対的で不動の自己目的であるということにある。国民精神（ギリシャ神話のアテーナー）とは己を知りかつ己を欲するような神聖なものであり、その主観的自由の中に、憲法の現実性が存在する」という²⁰³⁾。古い、ナイーブに道徳化された自然法論や国家福祉論は、観念論的な自由の概念のなかに埋没していくことになる。

宗教は、政治的には非具体的な感情の問題として説明される。実践的なカリタスが精神哲学にとってあまり意味をなさないと言われるのは、それがたんに「主観的な救済」であり、「感情」と「状況」の「偶然性」に左右されるからである。実践的なカリタスは徐々に「無くてもよいもの」とされるべきで、つまり、行政的な公的福祉政策にとって替わられるべきものであるという²⁰⁴⁾。イングランドを視野に入れつつ、ヘーゲルは、最も裕福な「市民（工業）社会」ですら「貧困の過多と賤民の発生」を制御できるほどに豊かであるとはいえない、と主張する²⁰⁵⁾。国家による公的な「配慮」が不可欠であるとはいえ、市民社会の自由という観点からそれにどう対処すべきなのか、そして、はたして国家が十分に豊かになるべきなのか、これに関してヘーゲルは言及しない。彼は読者を難問の中へ放り込み、マルクスたちがこの難問に取り組むことになるのである。

Ⅶ. 三月前期における貧民救済の理論的理解と経験的理解

1. 極端な自由主義への反発

国家があらゆる干渉を抑制することは不可能

であるということ認識したのはヘーゲルだけではなかった。それは、シスモンディ [Jean-Charles-Léonard Simonde de Sismondi, 1773-1842]²⁰⁶⁾ あるいはヴィルヌーヴ [Alban de Villeneuve-Bargemont, 1784-1850]²⁰⁷⁾ の『政治経済学』を一瞥すればわかることである。「慈善」(charité) と「社会組織」(organisation sociale) との関係は、復古期における懸賞論文の題材であった²⁰⁸⁾。これに対抗する試みの一つとしてローテック [Karl von Rotteck, 1775-1840] が挙げられる²⁰⁹⁾。彼は、福祉を国家経済の対象としてとらえるという官房学的、保護貿易主義的伝統に対抗した。イングランドではすでにサミュエル・テイラー・コールリッジ [Samuel Taylor Coleridge, 1772-1834] がスミス主義に対する反発を示していた。「国力を構成するはずの者たちの悲惨や病そして墮落によって作り出される国富の仕組みに対して、…唯一つ問うべきは、国民の福祉 (national welfare) あるいは人々の安寧と幸福 (the weal and happiness) がはたして好況な経済状況の増進とともに進んできたのかということである²¹⁰⁾。注目すべきは、マンチェスター学派への反対運動の初期に「国民福祉」(national welfare) という概念が中心に据えられ、これが「福祉」や「公共の福祉」とほぼ同義に、しかしながら「富」(wealth) や「国富」(wealth of nations) とは明らかに対抗するものとして使用されていることである。

これに関連して、理論と教義の歴史とすくなくとも同程度の重要性をもつのは、経験をもとに著されたおびただしい数にのぼる福祉についての書物である。それらは19世紀の国家的組織と非国家的組織による実務から生れたのであるが、これらの実務を概観するのは容易なことではなく、また、それぞれの組織もまた多種多様な目的のゆえに非常に異なった行政的経験、原則、問題を抱えていた。

2. バーダー:「善きことをなさぬは、もっとも悪しきことをなすなり」²¹¹⁾

フランツ・フォン・バーダー [Franz von

Baader, 1765-1841] は独自の哲学を展開した。そこで扱われるのは、宗教的な愛、社会的な愛、共感的な相互関係(連帯)、与えることと受けとること、援助、といった自然的で実質的であると同時に超自然的であるような諸原則である。「統合する者と統合されうる者」とは相互に関連付けられ、前者は「解放者としての援助者」、後者は「統合のための援助を必要とする者」とされる²¹²⁾。美德とは「悪いことをしない」ことではなく、むしろ「支援」であるのだ。兄弟愛と連帯の精神をもって援助することを望まないような「利己的な拝金主義」(資本主義)は「退廃的」であるという²¹³⁾。

これが政治的に意味するのは、スミス流の「消極的国家経済体制」の拒否であり、1802年の時点ですでにつぎのように明示されている。国家とは「保険機関」であり、相互的な保証のためにすべての身分が団結する場である。つまり、肝心なのは、「たんに消極的で相互的な福祉促進(もらわないこと)ということだけではなく、積極的に相互的な援助(与えること)でもある。声高に叫ばれている政府の消極的な態度はそれゆえに何の役にも立たない」²¹⁴⁾。

当然の結果として彼は後に、社会政治的な意味で、慈善施設や治安行政機関を超える法機関を要求することとなる。それは社会的な法治国家である。そのほかの点に関して彼は、身分、ツunft、組合、結社が不可欠であり続けるものだと考えていた。彼が提案するのは「プロレタリア」のための「擁護者」(Advocatie)であり、それは司祭のような官職であり、また、新たな「助祭」(Diakonat)であり、要するに「実質的な機能」である。実際このような機能はキリスト教聖職者に属するのだが、おそくとも世俗化の流れの中で消滅していったのである²¹⁵⁾。

3. カリタスの書換えと、福祉概念の遮蔽

語彙に関してしてみると、「福祉」(Wohlfahrt)という語は、18世紀中頃まで保持していた中心的意味合いを19世紀前半の時点ではまだ取り戻して

はいない。それに対して「慈善」(Wohltätigkeit)という語は、まずは周知の集合概念として存在し続け、さらに世俗化を通じてむしろ重要性を増していった。

[1814年以後のフランスにおける] 王政復古のもとでは「救貧事務所」(Bureaux de Bienfaisance)が一時的に再び「シャリテ事務所」(Bureaux de Charité)と呼ばれるようになる。イングランドにおいてそれは相変わらず「チャリティー」(Charities)として表現され続け、非宗教的な慈善施設もそう呼ばれた。しかし、「慈善」が意味論的に非難すべきものと宣告されたと考えるのは誤っている²¹⁶。この表現はフランスの行政法においては(「保護」(secours)や「公的扶助」(assistance publique)と同様)支配的であり続け、それゆえにカトリックの慣用語としても存続した。19世紀のドイツにおいては(公的な)「貧民救済」(Armenpflege)のみならず、「キリスト教的慈善」(christliche Wohltätigkeit)もふつうに語られるようになり、それが啓蒙的でフリーメーソンの用語と同じであることはなんの差し支えもなかった。「同胞の最善と幸福に貢献する者」は、みな「慈善者」(Wohltäter)であり、「キリストは人間の中で最も偉大な慈善者であった」²¹⁷。「慈善」という概念は明らかに包容力のある、かつしっかりと広く行き渡った概念である²¹⁸。この概念は法律家にとっては十分に抽象的かつ具体的でありながらも価値中立的であり、1848年の三月革命後の時期には世俗化された慈善施設(これから再建されるはずの慈善施設も含まれる)の目的を表すためにも用いられた²¹⁹。それゆえにこの語は、「善行」(Guttat)、「寛大」(Freigebigkeit)、「仁慈」(Mildtätigkeit)、「博愛」(Philanthropie)、「人類愛」(Menschenliebe)、「愛の施物」(Liebesgabe)、「愛の業」(Liebeswerk)といった競合する語彙を押しよけるのである²²⁰。ツァカリアス・ヴェルナー[Zacharias Werner, 1768-1823]の見解(1814年)は注目に値する。彼によると、「愛」(Liebe)が「カリタス」だけでなく性的な愛をも意味するのは、「ドイツ語の主要な欠陥である」²²¹。この主要な欠陥

はたしかにフランス語にも英語にも見られ、聖書の翻訳には「charité」や「charity」ではなく、「Agape」, 「amour」, 「love」といった語が見られる²²²。しかしまさにそれゆえに、これらの語は組織的援助の描写を表すことに寄与できるのであるという。この種の的確な集合概念はドイツ語には見られない。ドイツのプロテスタント教会では、ヴィヒェルン [Johann Hinrich Wichern, 1808-1881] がついに「愛」も「慈善」も使用を控えるに至った。そして1848年の教会会議で彼が提案したのは、「教会内宣教」(Innere Mission)というすでにそれまでに流布していた実践的な集合概念であった。この語によって意味されるのは、慈善組織(例えば子供の救済)や、キリスト教的社会国家形成のための一般的な覚醒政策である。いわばそれは三月前期の包括的な構想であったのであり、数十年後によく修正されていくことになる²²³。

フランツ・ヨーゼフ・ブス [Franz Joseph Buss, 1803-1878] は、ジョセフ・マリー・ドゥ・ゲランド [Joseph-Marie de Gérando, 1772-1842] の *Bienfaisance publique* (1839)²²⁴ を *Öffentliche Wohltätigkeit* と翻訳することをあえてしなかった。明らかに、「慈善」(Wohltätigkeit)という語は、公共のあるいは国家的な活動に適した語ではなかったのである。「貧民救済」(Armenpflege)という語のほうが、法的伝統と教会の伝統にはよりふさわしかった。しかしながら実際には、この種の書物の内容はこのような翻訳では把握されにくいだろう。なぜならば、そこで論じられるのは、病院、精神病院、聾啞学校、刑務所、銀行についてだけではなく、国内移住、国外移住、そして国民文学の保護や宗教教育についてもあるからだ。とはいえ、ここでいう「貧困」とは、なにか物質的なものとしてだけではなく、さらになにか精神的なものとして、すなわち文化の問題として理解されるのである。それゆえに貧困救済は包括的な政治的行為なのだ。これは完全に「慈善」という包括的概念に相当するが、ドイツ語ではそう名づけられることはない。福祉政策に関する(カトリック流の)手引書が

実際目の前にちらつきながらも、この概念はこれ以上用いられることはないのである。そして、「福祉」(Wohlfahrt) という語が再び広く知られることになるのは、ようやく数十年後のことである²²⁵⁾。

Ⅷ. 福祉国家へ向かって

19世紀の後半に変化が起きたとはいえ、非国家的な慈善組織が減少することはなかった。むしろ、「赤十字」(1863年)、「慈善組織協会」(1869年)、「救世軍」(1878年)といった重要な組織の新設がめだつ²²⁶⁾。国家と地域共同体(Gemeinde)による貧民救済と衛生政策も強化されていく。「社会政策」(Sozialpolitik)という表現はリール[Wilhelm Heinrich Riehl, 1823-1897]らによってすでに三月革命以前の時期に用いられていたが、今やこれは公的なものとなる。1881年にドイツ帝国へ導入された社会保険は、ビスマルクが言ったように、「労働するという善き意志がもはやそれを遂行することができない場合に適用される扶養(Versorgung)の権利の発端として理解された」。「ここには将来が開かれている…国家社会主義(Staatssozialismus)はどこまでも戦い続けるのだ」²²⁷⁾。

北ドイツ連邦とドイツ帝国の貧民救済立法には通俗的な表現が見られ、それ以前には見られなかったような法的専門用語としての意味において使用されている。それらの新しい意味は、数年後には周知のものとなっていった。「扶養」(Pflege)という語彙に替わって「貧民扶助」(Armenversorgung)や「援助」(Unterstützen)(例えば「援助居住区」(Unterstützungswohnsitz)[すなわち救貧区])という語彙が頻繁に用いられるようになる。つまり、「救助を必要とする者」と「地域共同体が担う救済義務」とが存在するというわけだ²²⁸⁾。ヴィルヘルム二世は労働問題に関する布告と演説の中で、祖父[ヴィルヘルム一世]を引き合いに出しながら、「保護」(Fürsorge)を自らに課せられた「課題」と「義務」として宣言した²²⁹⁾。この表現は、一方で、

特別な領域へと進み入る。「保護」とは、病人や快復途中の者のためであると同時に、貧しい妊産婦²³⁰⁾や「児童保護」²³¹⁾となる。1900年以降は「未成年者保護教育」(Fürsorgerziehung Minderjähriger)に関する法的概念が登場する。そして他方、20世紀に入る頃からは「個人の生活保護」(private Fürsorge)も語られるようになり、これをきっかけに、1880年に設立された「ドイツ貧民救済慈善協会」(Deutscher Verein für Armenpflege und Wohltätigkeit)が、「公的・私的保護協会」(Verein für öffentliche und private Fürsorge)へと変化する(1919年)。

注目すべきことに、労働問題に関する皇帝の布告の中に、「福祉」(Wohlfahrt)という表現はまったく見当たらないか、あるいは数えるほどしか使われてない。しかしこの表現は、1871年4月16日の憲法草案の中では少なくともアメリカ憲法における「福祉」[welfare]と同程度の位置を占めていたのだった。「[1871年の草案には]連邦ならびにその範囲で有効な法の保護のための、そしてドイツ国民の福祉(Wohlfahrt)のための永続的な提携を結ぶ」とあった²³²⁾。ここでいわれる「福祉」を一般的な経済的拡大政策という方向で解釈することもできるわけだが、この表現はほどなくして狭義の意味において用いられることになったようである。1876年の政府刊行物では「労働者福祉制度」(Einrichtungen für die Wohlfahrt der Arbeiter)について論じられており²³³⁾、フリードリヒ・クルップ社の自社史の中でもこれは論じられている²³⁴⁾。ヴィルヘルム二世による社会政策的イニシアティブの時代には、1891年に「中央労働者福祉局」(Centralstelle für Arbeiter-Wohlfahrts-Einrichtungen)が設立された²³⁵⁾。この組織の中に「貧民救済と慈善」(Armenpflege und Wohltätigkeit)という二つの部署があるということがまさに、この概念がいまだ完全には確立されていなかったことをうかがわせる。1904年の『国家学便覧・教本』では、「労働者福祉政策」という項目の中で、給与問題、解雇、失業、ストライキ、保険、住宅問題についてが論じられる²³⁶⁾。しかし、この時点

です。すでに大きな意味論的転換と混乱が起きていた。「福祉」は、「貧民保護」(Armenpflege)や「慈善」(Wohltätigkeit)の位置を占めるようになり、さらには「保護」(Fürsorge)や「社会的保護」(sozialer Fürsorge)と競合するまでになっていた。「福祉保護」は包括的な表現となり、法的国家的活動だけを表すものではなくなくなっていく。その証拠に、いまや「自由福祉連盟」(freie Wohlfahrtsverbände)までもが論じられるようになるのである。

この意味論的な転化過程から生じた規則を実証するような例外が一つある。それは、カトリックの慈善協会が19世紀末から「カリタス協会」と名乗り始めたことである。これは明らかに、世界カトリック主義の立場から平易でかつ神学的に正しい表現をもとめようとする努力の結果であり、古ぼけた世俗主義的な「慈善」の代替表現として「カリタス」という語が「使われている」²³⁷⁾。プロテスタントは「カリタス」についてではなくむしろ「アガペ」について語るのを好むとはいえ、「教会内宣教」と「愛の業」(愛の施物)の制度を表現するのに、カリタスという語を用いようとはしない。

ヴィルヘルム二世の社会政策の時代には、学問的な倫理学や社会哲学の分野においても、「福祉」が再び用いられるようになり、アリストテレス-ヴォルフ流の幸福説への立ち返りが見られる。たんに形式的な倫理学に対して、フリードリヒ・パウルゼン [Friedrich Paulsen, 1846-1908] は目的論的活動主義を提示する。この命名は、評判のよくない「功利主義的」や「快楽主義的」という表現を避けた結果である。彼によれば、「最高の善とは福祉であり、これは、人類の完全なる生活形態である」²³⁸⁾。

ドイツ以外では特にイギリスにおける発展が目覚ましい。コールリッジの社会哲学において重要な「福祉」[welfare]という語は1900年頃には理論的かつ実践的な意味をもつ表現となっていた²³⁹⁾。改革提言の範囲内で「福祉政策」は論じられ、そこで意味されるのは、国家的責任の増大、つまり「公共の福祉」(commonweal)

の増大であり、けっして「慈善」(charities)の再組織化にとどまるものではなかった。当時のドイツで示される「福祉」(Wohlfahrt)と同様、「福祉」(welfare)もその意味を拡大し、「福祉事業」(welfare work)とはいまや「慈善」(Wohltätigkeit)や「保護」(Fürsorge)を指すものとなる²⁴⁰⁾。このような意味の拡張の後に続くのは、その撤回である。

IX. 展望

ドイツでは、両世界大戦の間の時代に、福祉システム(Wohlfahrtssystem)と生活保護システム(Fürsorgesystem)は国家のものとして固定された感があり、その大部分は、各邦(Länder)の問題としてだけでなく、国家(Reich)の問題とされた。また、これと並行して「自由福祉連盟」(freie Wohlfahrtsverbände)²⁴¹⁾が活動していた。1933年以降この二重のシステムは競合しあい、ナチスの機関である「ナチス国民福祉」(NSV: NS-Volkswohlfahrt)によって管理されることになる。「NSV」には様々な活動領域(例えば「青年援助」(Jugendhilfe)「母子救護事業」(Hilfswerk Mutter und Kind)「冬季貧民救済事業」(Winterhilfe))を担当するそれぞれの部署があった²⁴²⁾。スウェーデンでは1934年に「国民扶養政策」への転換が始まる²⁴³⁾。アメリカ合衆国では、ルーズベルトの「ニューディール政策」によって社会政策的活動が開始され、その証拠として上述(VI.5.a)の憲法の「公共の福祉条項」を引き合いに出すことができよう。イギリスでは重要な議論が起り、ボランティアによる慈善事業と国家による慈善事業との関係について論じられることとなる²⁴⁴⁾。「社会事業」のシステム化(1942年のビヴァリッジ計画)においてこの議論は頂点に達した。ここでは、アメリカ合衆国とは対照的に、「福祉政策」や「福祉国家」といったキーワードは差し控えられた²⁴⁵⁾。また、これら全ての背景にあるのは経済学的発展である²⁴⁶⁾。

第二次世界大戦後、「社会国家」(Sozialstaat)

のために構築され、新たな精神で満たされたドイツのシステムは徐々にその専門語彙をも変えていくこととなった。[新しい] ドイツ連邦共和国では、行政法の基本用語である「福祉」(Wohlfahrt) と「生活保護」(Fürsorge) が相次いで却下された。これはおそらく、半世紀以上にわたって使用されてきたこの用語が多くの悲惨な記憶に取りつかれてきたためであろう。1961年には「社会支援」(Sozialhilfe) が新たな法的主概念に選ばれる²⁴⁷⁾。この概念は、「生活保護」にくらべて確かにより客観的であり、かつ、あまり個人的でも保護的でもない響きを有していた。「福祉」とは対照的に、「支援」(Hilfe) という古いドイツ語は政治哲学的に特筆すべき前史をもたず、神学的に見ても価値中立的であった。多くのナチス用語に使われていたという事実(「冬季貧民支援事業」等々)によってこの語が損害を受けることはなかったようである。この語が社会国家立法の新たな主概念へと昇格する過程に寄与したであろうと思われるのは、[第一に] テオドール・ホイス世代の政治家たちにとってこの語がフリードリヒ・ナウマン [Friedrich Naumann, 1860-1919] (1896年創刊の雑誌『支援 (Die Hilfe)』) を通じて親近感があったであろうこと、そして [第二に]、ペーター・クロポトキン [Peter Kropotkin, 1842-1921] の『相互扶助論 (Mutual Aid)』(1904年)によってこの語はネオ・アナキストたちにとっても受け入れられるものであったに違いないことである。今日では「支援」という語は、「慈善」(Wohltätigkeit) の代わりとして、そして時には「カリタス」の代わりにすらなっている。そしてさらに「支援」は、英語の「assistance」と「aid」の翻訳語でもあり、例えば [国連の]「経済発展のための拡大技術援助計画」²⁴⁸⁾ はドイツ語で「開発支援」[Entwicklungshilfe] と略される。

アメリカの「福祉」(welfare) からの影響にもかかわらず、「福祉」(Wohlfahrt) というドイツ語は、行政上実践的であつ通俗的な意味を有している²⁴⁹⁾。この意味が、社会的ヴェルヘ

ルム主義の下で(再び)用いられたのはやや意外であったものの、今日においてこの意味はほぼ失われており、特にドイツ民主共和国において顕著である。しかしながらこの語自体は多くの公的表現(例えばドイツ連邦自由福祉看護連合)の中で生き残っている。また、「福祉国家」(Wohlfahrtsstaat)²⁵⁰⁾ という複合語として、国家による社会的関与と承認についての理論的で時に論争的な議論の中でも生き続けている。

* 本稿は Mohammed Rassem, „Wohlfahrt, Wohltat, Wohltätigkeit, Caritas“, in: Geschichtliche Grundbegriffe – Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland, Band 7, Klett-Cotta, Stuttgart, 1992, SS 595-636の全訳である。本号では623頁から636頁までを掲載する。[] は訳者による補足である。

注

- 166) ゲーテ, ゲッツ・フォン・ベルリヒンゲンの物語 (草稿. いわゆる「原ゲッツ」), 全集第39巻 (1897), 117頁 (第3幕).
- 167) 同上, 18頁 (第1幕).
- 168) 同上, 185頁 (第5幕).
- 169) 同上, 116頁 (第3幕).
- 170) HANS GRUNSKY, Jacob Böhme (Stuttgart 1956), 329-330頁.
- 171) カント, 「人倫の形而上学, 徳論」Einl.VIII.2 (1797), アカデミー版カント全集 [以下 AA] 第6巻 (1907, 翻刻1968), 393-394頁. 同 I.Ethische elementarlehre, § 26 (450頁) と比較せよ. [樽井正義, 池尾基一訳「人倫の形而上学」, 『カント全集』第11巻, 岩波書店, 2002年]
- 172) 同, 人間学, 2.Tl.E.Grundzüge.II (1798), AA 第7巻 (1907, 翻刻1968), 331頁. 同, 人倫の形而上学, 法論の2.Tl., § 49 (318頁) と比較せよ. [渋谷治美訳「人間学」, 『カント全集』第15巻, 岩波書店, 2003年]
- 173) 同, 「諸学部争い」II.6 (1798), AA 第7巻, 87頁, 注釈. 同, 「人倫の形而上学, 徳論」の Einl.V.B.387-388頁と比較せよ. この議論は今日なお「福祉国家」に反対する立場で用いられている. [角忍, 竹山重光訳「諸学部争い」, 『カント全集』第18巻, 岩波書店, 2002年]
- 174) 同「理論では正しいかもしれないが実践には役立たないという俗言について」II.1 (1793), AA 第8

- 卷 (1912, 翻刻1968), 290-291頁. 本辞典第1巻「Brüderlichkeit」の項, 568頁と比較せよ. [北尾宏之訳「理論と実践」, 『カント全集』第14巻, 岩波書店, 2000年]
- 175) 同, 「人倫の形而上学, 徳論」, I.Ethische Elementarlehre, § 27 (451頁).
- 176) 同, 「理論と実践」, II,2 (291-292頁).
- 177) 同, 「人倫の形而上学の基礎づけ」, I.Abschn. (1785), AA 第4巻 (1903, 翻刻1968), 398-399頁にすでに類似の表現が見られる. [平田俊博訳「人倫の形而上学の基礎づけ」, 『カント全集』第7巻, 岩波書店, 2000年]
- 178) 同, 「実践理性批判」, Elementarlehre, 1,3 (1788), AA 第5巻 (1908, 翻刻1968), 83頁以下. 同, 「単なる理性の限界内の宗教」, 1,3 (1893), AA 第6巻, 32頁, 37頁と比較せよ. [坂部恵, 伊古田理訳「実践理性批判」, 『カント全集』第7巻, 岩波書店, 2000年; 北岡武司訳「単なる理性の限界内の宗教」, 『カント全集』第10巻, 岩波書店, 2000年]
- 179) ショーペンハウアー, 「倫理学の二つの根本問題」, 2,2, § 6 (1840), 全集第4巻 (1950), 134頁. 同, 「意志と表象としての世界」 (1819), 全集第3巻 (1949), 補遺にすでに類似の表現が見られる. カント, 「人倫の形而上学, 徳論」, I.Ethische Elementarlehre, § 34 (457頁) の同情 [Mitleidenschaft] についての箇所と比較せよ. [前田敬作, 今村孝訳「倫理学の二つの根本問題」, 『ショーペンハウアー全集』第9巻, 白水社, 1973年]
- 180) 以下参照.HORST GÜNTER REDMANN, Gott und die Welt - Die Schöpfungstheologie Kants (Göttingen 1962). 非常に参考になるのは, カント, 「美と崇高の感情にかんする観察」, 2.Abschn. (1764), AA 第2巻 (1905, 翻刻1968), 特に215頁以下. 同注175と比較せよ. [久保光志訳「美と崇高の感情にかんする観察」, 『カント全集』第18巻, 岩波書店, 2002年]
- 181) カント, 宗教, 3,2 (136頁); 3,1,4 (101頁以下).
- 182) ヘルダー, Vom Geist des Christenthums, 3,3,3 (1798), 全集第20巻 (1880), 29頁.
- 183) 同上, 7,3,4 (86頁).
- 184) 同上, 3,5,3 (32頁). 同7,4,6 (90頁) の, 「…機能している共同体の中での…総合的な幸福」と比較せよ.
- 185) 本辞典第4巻「Polizei」の項, 877頁以下, 883-884頁.
- 186) ヴィルヘルム・フォン・フンボルト, 「国家活動の範囲を決定するための試論」 [Ideen zu einem Versuch, die Grenzen der Wirksamkeit des Staates zu bestimmen] (1792/1851), プロイセン科学アカデミー版全集第1巻 (1903), 129頁.
- 187) 同, Ideen über Staatsverfassung, durch die neue französische Constitution veranlaßt (1791/1792), 同上83頁.
- 188) バージニア権利章典 (1776), 第3条と第1条が GÜNTER FRANZ, Staatsverfassungen. Eine Sammlung wichtiger Verfassungen der Vergangenheit und Gegenwart in Urtext und Übersetzung, 第2版 (München 1964), 6頁にある. [斎藤真訳「ヴァージニアの権利章典」, 高木八尺, 末延三次, 宮沢俊義編『人権宣言集』岩波書店, 1957年, 108-112頁.]
- 189) アメリカ合衆国憲法 (1787), 第1条, 第8節, 同上18頁. [斎藤真訳「アメリカ合衆国憲法」, 宮沢俊義編『世界憲法集』岩波書店, 1980年, 23-54頁.]
- 190) アレクサンダー・ハミルトンの発言. Charles A. Beard, The Republic. Conversations on Fundamentals (New York 1944), 111頁より引用. [松本重治訳『アメリカ共和国—アメリカ憲法の基本的精神をめぐって』みすず書房1988年]
- 191) EDWARD S. CORWIN, The Constitution of the United States of America. Analysis and Interpretation (Washington 1953), 59頁, 112頁以下. JAMES FRANCIS LAWSON, The General Welfare Clause (Washington 1934), 第8章.
- 192) フランス共和国憲法 (1793), 第1条, FRANZ, Staatsverfassungen, 372頁. [野村敬造訳「フランス共和国憲法」, 宮沢俊義編『世界憲法集』岩波書店, 1980年, 199-228頁]
- 193) JULES MICHELET, Histoire de la Révolution Française, éd. Gérard Walter, 第2巻 (Paris 1952), 12頁によると, フィリップ端麗王 [4世] の治下においてすでに「サリュ・プブリク」が「国家理性」に関連して用いられていたという. 獄中のルイ16世がユグノーに関してマルゼルブ [Chrétien-Guillaume de Lamoignon de Malesherbes, 1721-94] と交わした会話にも「盲目的に博愛に追従するはやめようではないか…最高の法とはすなわち国家理性ではないのか」とある. 同上12-13頁より引用.
- 194) ロベスピエール, 1792年13月3日の演説より. Marc Bouloiseau, Georges Lefebvre, Albert Soboul 編, Discours (1792-1793), 全集第9巻 (Paris 1958), 121頁, 130頁.

- 195) 後述の注216と比較せよ.
- 196) フランス共和国憲法, 第21条, FRANZ, Staatsverfassungen, 376頁.
- 197) ミシェル・フーコーは『狂気の歴史』第1部と第3部の中ですでに1789年以前の文献を概観している. テュルゴーが匿名で百科全書によせた「Fondation」の項(第7巻, 1747年, 72頁以下)はすでに施設に対して敵対的である. [田村仮訳『狂気の歴史: 古典主義時代における』新潮社, 1975年; 桑原武夫ほか訳『百科全書一序論および代表項目』岩波文庫, 1971年]
- 198) HANS LIERMANN, Handbuch des Stiftungsrechts, 第1巻(Tübingen 1963), 169頁以下.
- 199) ここではヘーゲルの『法の哲学』(1818/31, 全集第7巻, 1928)に対象を絞る. 「キリスト教の精神」(1799年の草稿)のなかでヘーゲルはまだカント的(そしてユダヤ教的)な倫理理解, すなわち法の単なる尊重という理解の仕方を論駁している. ヘーゲルが道徳原則としてみなすのは愛である.
- 200) 同上, 342頁, §261(補論). 同322頁, §249「特別な目的と関心を持つ大衆を対象とする, 警察による準備」と比較せよ.
- 201) 同上, 185頁, §126; 265頁, §185; 344頁, §265(補論). さらにKarl-Heinz Ilting 編ヘーゲル「法哲学講義」第2巻(Stuttgart-Bad Cannstatt 1974), 453-454頁と比較せよ. [長谷川宏訳『ヘーゲル法哲学講義』作品社, 2000年]
- 202) ヘーゲル「法哲学講義」389-399頁, §281. このようない回しの日和見主義的な性質についての解説はIlting 編法哲学講義第1巻と第2巻をみよ.
- 203) 同上, 350頁, §270; 328-329頁, §257-258; 376頁, §274.
- 204) 同上, 317頁, §242.
- 205) 同上, 319頁, §245. 後のバリエーションとしては, Ilting 編第3巻(1974) 704頁に「以上のことから言えるのは, 市民社会が自らを超えなくてはならないということであり… [それはつまり] 準備と監督 [を意味する]」とある.
- 206) シスモンディ, Nouveaux principes d'économie politique, ou de la Richesse dans ses rapports avec la population, 7.1. 第2版, 第2巻(Paris 1827), 250頁には, 「政治経済は完全に慈善の理論となり, そして, 最終的に人類の幸福をもたらさないような物事はこの学問には属さない」とある. [菅間正朔訳『経済学新原理』全2冊, 日本評論社, 1950年; 吉田静一著『フランス古典経済学研究—シモンド・ド・シスモンディの経済学』有斐閣, 1982年]
- 207) ヴィルヌーヴ, Économie politique chrétienne, ou recherches sur la nature et les causes du paupérisme en France et en Europe (Büffel 1837). THOMAS CHALMERS, Christian and Civil Economy of Large Towns, 全3巻(Glasgow 1821)と比較せよ.
- 208) CHARLES-MARIE TANNEGUY DE DUCHATEL, De la charité (Paris 1829), 5-6頁には, この著作がアカデミーの賞をうけなかった旨が書かれている.
- 209) Carl v. ROTTECK, Lehrbuch des Vernunftrechts und der Staatswissenschaften, 第4巻(Stuttgart 1835), 14頁には「我々が…最も強力に…拒否するのは, ロッツ [Lotz] やペーリッツ [Pölitz] その他のドイツ人作家ならびに多くのフランス人作家のごとくに, 完全なる享受すなわち幸福ないし福祉(つまりこれには精神的…そして肉体的または物質的な利害が含まれる)をいやくも経済の目的や対象とみなすことである」とある. 非常にカント的なのは, ROTTECK/WELCKER [Das Staats-Lexikon: Encyklopädie der sämtlichen Staatswissenschaften für alle Stände] 第6巻(1838), 579頁以下のCARL THEODOR WELCKER, Gesamtwohl (国家と政治の目的ならびに基本原則としての, 公共の福祉, 公的な幸福, 幸福原則)という項.
- 210) コールリッジ, On the Constitution of the Church and State [『教会と国家の構成原理』](1830), 全集第10巻, John Colmer 編(London, Princeton/N.J. 1976), 63-64頁. 同全集第6巻, Reginald James White 編(1972), A Lay Sermon, Addressed to the Higher and Middle Classes, on the EWxisting Distresses and Discontents (1817), 155頁以下, 205-206頁と比較せよ.
- 211) FRANZ v. BAADER, 日記1793年, 全集第11巻(1850, 翻刻1963), 261頁. 同280-281頁を参照せよ.
- 212) 同, Elementarbegriffe über die Zeit (1831), 同上第14巻(1851, 翻刻1963), 47頁. 同31頁以下, 179頁以下ならびに第16巻(1860, 翻刻1963), 197頁の索引中「Gabe」をみよ.
- 213) 同, Schriften zur Gesellschaftsphilosophie, Johannes Sauter 編/解説(Jena 1925), 833頁以下. F. v. BAADER, Das Christenthum als Culturprincip (1828/40), 全集第5巻(1854, 翻刻1963), 310頁以下と比較せよ.
- 214) 同, Ueber das sogenannte Freiheits- oder das passive Staatswirthschaftssystem [sic] (1802), 全集第6巻(1854, 翻刻1963), 177-178頁. 注釈付. 一言で言うところの論文は, シスモンディ, アダム・ミュラー, フリードリッヒ・リストの批判を先取りする

- ものである。これはあきらかに官房学の伝統(J.J.ベッヒャー)にさかのぼる。
- 215) 同, Ueber das dermalige Mißverhältniß der Vermögen besitzenden Classen der Societät...(1835), 同上130頁, 138頁, 注釈付, 同, Ueber den eigentlichen Zweck und das Organisationsprincip der Kammern (1804/06), 同上219頁以下を比較せよ, 本辞典第5巻「Proletariat」の項46頁をみよ。
- 216) すでに Encyclopédie des gens du monde, 第5巻(1835), 456-457頁に, 「シャリテ」[charité] に関しては「慈善」[bienfaisance] を参照せよという指示がみられる。
- 217) THEODOR HEINSIUS, Volkthümliches Wörterbuch der deutschen Sprache, 第4/2巻(1822), 1668bの「Wohltäter」という表現。同1669aには「慈善とは, ある人物が善行を行う限り, その人の技能ともいえる特徴である。慈善はまた, ある事物がそのような技能の上に成り立つ限りにおいて, 事物の特徴ともなる」とある。
- 218) 例えば ADELUNG 辞典, 第2版, 第4巻(1801), 1518-1519頁の慈善という表現をみよ。
- 219) 1818年5月26日公布のバイエルン王国憲法第4部 §10からの引用が ERNST RUDOLF HUBER 編ドイツ憲法史資料集第1巻(Stuttgart 1961), 142頁にある LIERMANN の教本(注198) 第1巻230頁以下を比較せよ。古い法的専門用語である「mild」(ないし「仁慈」)は, 教会に関係のない事柄に関して使われることはなかった。
- 220) これらの例は JOHANN FRIEDRICH PRIES, Ueber das Wohlthun und die Dankbarkeit (1818), 102頁以下に注付であげられている。
- 221) FRANZ SCHAUB, Die katholische Caritas und ihre Gegner (Mönchengladbach 1909), 1頁以下からの引用。類似表現は, Arthus Hübscher 編ショーベンハウアー遺稿集第4/1巻(Frankfurt 1974), 54-55頁にある, 「Aequivokation」について1831年に書かれたものの中に見られる。
- 222) CARL ABEL, Ueber den Begriff der Liebe in einigen alten und neuen Sprachen (1872) の意味論的視点からの比較による。GERTRAUD VIERHAUS, Tendenzen im Wortschatz der modernen Bibelübersetzungen (博士論文, Salzburg 1981, タイプライター原稿)。
- 223) JOHANN HINRICH WICHERN, Die innere Mission der evangelischen Kirche (Hamburg 1849; 翻刻1933)。以下も参照せよ。RGG [Religion in Geschichte und Gegenwart, 宗教歴史事典] 第3版第2巻(1958), 162頁以下の Diakonie という表現; 同第3巻(1959), 756頁以下の Innere Mission という表現; 同第6巻(1962), 1678-1679頁の Wichern についての箇所。
- 224) FRANZ JOSEF BUSS, System der gesammten Armenpflege. Nach den Werken des Herrn von Gérando und nach eigenen Ansichten, 全3巻(Stuttgart 1843/46)。
- 225) W.G.F.ROSCHER, System der Armenpflege und Armenpolitik (Stuttgart 1894)。この作者の晩年の作にはまだ旧式の言い回しが色濃く見られる。
- 226) WOLF RAINER WENDT, Geschichte der sozialen Arbeit (Stuttgart 1983), 147頁以下に詳しい。
- 227) 1881年6月26日のビスマルクと Moritz Busch [1821-1899] との会話。FA [Friedrichsruher Ausgabe] 第8巻, 419頁。
- 228) 1867年11月1日公布の任意移住権に関する法律と, 1870年6月6日公布の北ドイツ連邦救貧区法の抜粋が EBERHARD ORTHBANDT, Der deutsche Verein in der Geschichte der deutschen Fürsorge (Frankfurt 1980), 12頁以下にある。
- 229) ヴィルヘルム二世の1881年11月17日の教書と1890年2月4日の布告は HUBER, Dokumente (注219) 第2巻(1962), 398頁, 413-414頁にある。WENDT, Geschichte (注226) の215頁以下と比較せよ。
- 230) EMIL MUENSTERBERG, Bibliographie des Armenwesens (Berlin 1900)。
- 231) 同, 「Kinderfürsorge」の項, Das Handwörterbuch der Staatswissenschaften [国家学辞典], 補遺第1巻(1895), 533頁以下。
- 232) 1871年4月16日制定のドイツ国憲法 [いわゆるビスマルク憲法]。FRANZ, Staatsverfassungen (注188), 168頁に抜粋あり。
- 233) JOSEF STAMMHAMMER, Bibliographie der Social-Politik, 第1巻(Jena 1896), 152頁, 645頁。
- 234) Wohlfahrtseinrichtungen der Kruppschen Gußstahlfabrik zum Besten ihrer Arbeiter und Beamten, 全3巻(Essen 1876)。
- 235) 国民福祉(1906年に改名!) 中央局発行の雑誌「Concordia」を参照せよ。RÜDIGER VOM BRUCH 編, Weder Kommunismus noch Kapitalismus. Bürgerliche Sozialreform in Deutschland vom Vormärz bis zur Ära Adenauer (München 1985) 所

- 蔵の同, Bürgerliche Sozialreform im deutschen Kaiserreich, 97頁をみよ。国家学辞典 [注281] の初版 (1880-97) にはまだ「福祉」(Wohlfahrt) の項はない。
- 236) RICHARD VAN DER BORGHT, Grundzüge der Sozialpolitik (Leipzig 1904), 87頁以下。使用人と奉公人に関する福祉政策についても論じられる。「社会政策の課題に属さないのは公的救貧制度である」(同6頁)。「社会政策は…福祉の向上を通じて…個々人のみならず全階級を対象とする」(同6-7頁)。
- 237) しかし1900年のウィーンにはまだ「カトリック慈善協会」が存在していた。「カリタス」(ないし「シャリテ」等々)を宗教的集合や組織の名前に取り込むという慣習の起源はラテン系諸国にある。RGG [注223] 第3版第4巻 (1960) 370頁によると最古の例は15世紀の Liebenzeller Mission。
- 238) FRIEDRICH PAULSEN, System der Ethik mit einem Umriß der Staats- und Gesellschaftslehre, 第4版第1巻 (Berlin 1896) 202頁, 213頁。Paulsenによると「最高の善とは、人間的かつ精神的能力が完全に実行される際に生じるような、普遍妥当な生活内容である」とあり、これはストア派のいう人生に達者であること [εὐπορία τοῦ βίου] である。「福祉」という表現の意味はしかしさらに広範で、「そのような生活内容は活動主体に快感をもって実行され得られる」という (同203頁)。
- 239) JAMES HASTINGS 編 Encyclopedia of Religion and Ethics, 第5巻 (Edinburgh 1912), 571-572頁の「Eudaemonism」では、「eudaimonia」が「welfare」と同一視されており、Paulsenを引き合いに出して「Wohlfahrt」とも同一であるとされている。
- 240) DAVID OWEN, English Philanthropy 1660-1960 (Cambridge/Mass. 1964), 500頁以下; KARL HEINZ METZ, Industrialisierung und Sozialpolitik in Großbritannien 1795-1911 (Göttingen 1987)。アメリカ合衆国に関しては Harry L. Lurie 編 Encyclopedia of Social Work, 第15版 (New York 1965), 3頁以下をみよ。
- 241) ALICE SALOMON, Leitfaden der Wohlfahrtspflege, 第3版 (Leipzig 1928) は当時の手引書。ただし帝国労働局編の Deutsche Sozialpolitik 1918-28 (Berlin 1929) と比較せよ。ここでは「福祉」という用語が避けられている。
- 242) WOLFGANG SCHEUER, Einrichtungen und Maßnahmen der sozialen Sicherheit in der Zeit des Nationalsozialismus (博士論文, Köln 1967), 173頁以下を参照。
- 243) FIEDER ROTZOLL, Entwicklung des Schwedischen Wohlfahrtsstaates (博士論文, Kiel 1967), 58頁以下参照。
- 244) ELIZABETH MACADAM, The New Philanthropy (London 1934)。
- 245) OWEN, English Philanthropy, 535頁以下。ROTZOLL, Entwicklung と WENDT, Geschichte (注226) 中の言及と比較せよ。
- 246) すでに THEO SURANYI-UNGAR, Die Entwicklung der Volkswirtschaftslehre im ersten Viertel des 20. Jahrhunderts (Jena 1927) の中に、福祉概念という表現に関して以下の諸文献を参照せよとある。キリスト教社会主義的な HEINRICH PECH, Lehrbuch der Nationalökonomie, 全3巻 (Freiburg 1905/13), フランク・アルバート・フェッター [Frank Albert Fetter] の「厚生経済学」対「対価経済学」という構図, ARTHUR CECIL PIGOU, Wealth and Welfare (London 1912) にみられるケンブリッジ学派の国民経済, そして THOMAS NIXON CARVER, Principles of Political Economy (Boston 1919)。
- 247) OTTO BLUME, 「Sozialhilfe und Sozialhilfegesetz」の項, Handwörterbuch der Wirtschaftswissenschaft, 第6巻 (Stuttgart, Tübingen, Göttingen 1981), 689頁以下; HEINZ REICHERT/HANS RICHTER, Sozialfürsorge in der DDR (Berlin 1967) には「援助を必要としている」(hilfsbedürftig) という従来の用語だけが記載されており、「社会支援」(Sozialhilfe) 等の新しい用語はみられない。1975年から法典化されたドイツ社会法典 (SGB) において「福祉」(Wohlfahrt) は重要概念ではなく、ただ従来どおりの総称の一部 (「無償福祉保護」(freie Wohlfahrtspflege) 「青年福祉局」(Jugendwohlfahrtsbehörden)) として、あるいは1961年に改正された「(ライヒ) 青年福祉法」((Reichs-) Jugendwohlfahrtsgesetz) の名称としてだけみられる。「支援」(Hilfe) という用語とは対照的な扱いである。
- 248) 1949年の国連総会で決議された。ルーズベルトの福祉イデオロギーがこの決議に与えた影響は明らかであり、その影響はすでに [1941年の] 大西洋憲章の前文ならびに1948年の国連人権宣言においても見られる。
- 249) 話し言葉の中では生活保護受給者をさして「彼は福祉で生活している」(er lebt von der Wohlfahrt) という。アメリカでいわれるところの「to live on

welfare」に似ている。

250) 主に軽蔑の意味を込めた語として1890年代初頭より使われてきたと推測される。国家学辞典 [注281] 第2版, 第5巻 (1900), 824頁の中産階級運動の項には, 「大商人層が (…) いわゆる福祉国家を立法の側から干渉しようなどと議論することはとうていありえない」とある。

訳者あとがき

1.

ここに訳出したラッセムの「福祉の概念史」(Mohammed Rassem, *Wohlfahrt, Wohltat, Wohltätigkeit, Caritas*, in: *Geschichtliche Grundbegriffe-Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, Band7, 1992, S.595-636) は, 原題に示されているように, ドイツ語の福祉関連の言葉 *Wohlfahrt* (「福祉」), *Wohltat* (「善行」), *Wohltätigkeit* (「慈善」), *Caritas* (「カリタス」) という4つの語彙に着目して, 『歴史基本概念事典』の編纂方針に従って, 概念的な系譜を古代ギリシア, ローマにまで遡り, ドイツ語にどのように翻訳され, ドイツ語の概念として成立してきたのか, さらに18世紀以降のドイツ社会の社会的構造転換に対応してどのような変容を被ったのかを明らかにしようという意図のもとに編まれたものである。

Wohlfahrt (福祉) は, *wol varn* (幸福に生きる, 善く生きる, 繁栄する) という中高ドイツ語から14-15世紀の *das wolvarn*, *das wolfar*, *die wolvare*, *die wolvart* といった派生語の成立に起源を持つ。これらの語彙形成は, 中世後期の英語の *welfare*, アイスランド語の *verför*, *ferferd*, オランダ語の *welvaren*, *welvaart*, スウェーデン語の *välfärd* の成立と類似している。

Wohlfahrt は, 16世紀から18世紀までのドイツ語政治文献のなかで, 国家の主要目標を表わす語として用いられるようになっていく。すでに15世紀には *salus publica* は, *wolvarnt des ghemenen*

guden という表現となって現れている。*Volkswohlfahrt* = *salus publica* となる。しかし官房学や治安行政学の発展のなかで, *Wohlfahrt* の概念は, 財政, 救貧, 公衆衛生, 治安に力点が置かれるようになると意味範囲が狭くなり, ときに *Wohltätigkeit* (慈善) と重なり, 一般的な公共政策あるいは福祉政策の特殊な一部とみられるようになる。

Wohltat (善行) は, *Wohlfahrt* よりも古く中世初期にすでに見られ, さらに古くは *wohl* のかわりに *gut* (古高ドイツ語の *gout*=*freigebig*=*mild* の意味で) が用いられており, *Guttat*, *Wohltat* という系譜が確認できる。

Wohlfahrt はゲルマン語から派生し, 16,17世紀以降古代の国家学の概念と連関づけられるようになるのに対して, *Wohltun* はラテン語の *benefacere* の訳語として, *Guttun* はラテン語の *beneficium*, ギリシア・ラテン語の *elemosyna* の訳語として用いられていた。*Wohltat* (善行) はラテン語の *beneficium*, ギリシア語の *εὐεργεσία* からの翻訳であった *Wohltat* がルター訳聖書に取り入れられることによって, *Wohltätigkeit* は「慈善」の意味を強めていくことになる。新約聖書の *caritas* は, ギリシア語の *agape* とともにドイツ語の *Liebe* (愛) があてられ, フランス語の *charité* や英語の *charity charities* のように自国語化することはなく, *caritas* はドイツ語のなかでは外来語として残り続け, 神学の専門用語としてありつづけることになる。この点がドイツと英仏での慈善概念の表現の違いの由来になる。

18世紀ドイツ啓蒙の福祉概念を定式化したのは, クリスマス・ヴォルフであった。共同体において「公共の福祉を促進し, 公共の安全を維持せよ」というヴォルフにとって, 国家の目的は, 「生活における必需品, 快適さ, 喜び, 人間の幸福にとって必要とされるすべてが, 国家の内的な平穏において, すなわち不正あるいは権利, 安全の侵害への恐れから解放された状態, 外的な暴力の恐れから解放された状態にお

いて、十分に満たされていること」である。したがって「国家の福祉」(salus civitatis)とは、「生の充足と平穩そして安全であり」、これが享受されるかぎりにおいて、それは「公共の最高善」(das gemeine Beste, bonum publicum)と名づけることができた。ヴォルフは、市民の教育、学問、芸術、宗教教育までも国家の目的としている。

Wohlfahrt が公共善・公共の福祉の概念を受け継ぎながら、官治的(お上の)統治概念になっていく経緯が、ライプニッツ・ヴォルフのテキストに従って示されている。

カントは、形式的な法治国家の擁護という観点から公共の福祉を限定する。

それが個々人の物理的福祉ならびに道徳的幸福と国民の福祉の区別である。後者の国民の福祉とは国家の安寧 salus civitas のことであり、悟性的な繁栄のことであり、既存の憲法の保持を意味していた。個々人の幸福は、共通の憲法体制のもとで、各人が各人の仕方追求すべきものである。「国民の福祉」はこのような「共和制的体制」での「祖國的統治」と結びつく。それに対して幸福追求の為の道筋まで臣民に対して恩恵のかつ慈善的に強制するものは「家父長的統治」であり、「専制的体制」であるとされる。このような形で18世紀の幸福主義的な統治(オイデモニズム)を批判する。

ヴィルヘルム・フォン・フンボルトもこのような観点から国家活動の範囲を限定する。すなわち「国民の幸福や、自然的かつ道徳的な繁栄を政府が世話をするべきものとする原理は、どのような政体であっても、たとえそれが共和国であっても、最悪な専制政治である」と。

19世紀の産業化と都市化と社会的流動化は社会問題の発見の前提条件となった。ヘーゲルの福祉国家に対する問題意識を先鋭化させ、行政的福祉国家への道を切り開くことになった。ヘーゲルにとって、もっとも豊かな市民社会ですら、貧困の過多と賤民の発生を制御できるほどに豊かであるとはいえなかった。ではどうすればよいのか。ドイツでは「社会問題」の発見

に続いて「社会政策」という概念が登場する。すでに三月前期にリールによって用いられ始め、ビスマルクによって公的な用語となる。その中で旧来の Pflege に代わって、Versorgung や Unterstützen そして Fürsorge という語彙が頻繁に用いられるようになる。一般的な公共の福祉という意味での Wohlfahrt の使用は、後退し、慈善と救済と保護という意味での狭義の Wohlfahrt が登場することになる。

第一次大戦後、福祉体系(Wohlfahrtssystem)と保護体系(Fürsorgesystem)は州と国家の二重システムとして機能し、さらに「自由福祉連盟」(Freie Wohlfahrtsverbände)が非政府システムとして機能するにいたったが、1933年以降、こららはナチス国民福祉(NS-Volkswohlfahrt)として統合された。

その間のナチス経験のゆえに、戦後ドイツでは、行政用語としては Wohlfahrt と Fürsorge は、廃棄され、「社会国家」(Sozialstaat)という言葉とともに、「社会支援」(Sozialhilfe)という言葉が公式に採用されるようになった。しかしそれによって Wohlfahrt という言葉が死滅したわけではない。

アメリカ的な welfare の影響にもかかわらず、Wohlfahrt というドイツ語は行政上なお実践的かつ通俗的な意味を有しており、多くの公的表現、たとえばドイツ連邦自由福祉看護連合といった組織の名称のなかで生きている。Sozialstaat がドイツ福祉国家の公式名称ではあるが、Wohlfahrtsstaat は今日的な意味での welfare state の翻訳語として流通している。

以上が、全体の記述の要約であるが、訳出していて特に興味深く感じられた記述のひとつは、フリードリヒ大王の名言として知られる「君主は国家(第一の)下僕である」という表現が、古代ギリシアの「下僕としての王」、セネカのいう「高貴なる奉仕者」に遡るものであり、古代後期キリスト教の伝統であり、さらに近世において君主を助祭(Diakon)、「代理行為者」(administrator)と見なすエラスムスからライプニッツに至る系譜の上で理解できると

いうことであった。「啓蒙専制君主」と称される人物の自己意識の一端がここに示されている。

2.

本稿の原著者モハメド・ラッセム (Mohammed Rassem, 1922-2000年) は、日本ではほとんど無名に近い人物であるが、以下に簡単に略歴を記しておく(注)。ラッセムの父ハッサン・ベイ・ラッセム (Hassan Bey Rassem) は、オスマン帝国の軍人貴族の家系の出身で、帝国滅亡後エジプト国籍を取得し、ミュンヘン工科大学で学んでいる。ミュンヘンでエリザベート・フーバー (Elisabeth Huber) と出会い、結婚し、1922年二人の間に生まれたのがラッセムである。その後両親は離婚し、ラッセムは母とともに母の故郷のミュンヘンに戻り、母のもとで育った。1940年にギムナジウムを卒業しベルリン工科大学に入学した後、ミュンヘン大学哲学部へ移り、1950年にバーゼル大学に博士論文「民俗学と国家主義」(*Die Volkstumswissenschaften und der Etatismus*, Akad. Druck- u. Verlagsanstalt, Graz 1951, Zweite, um einen Anhang vermehrte Auflage. Mäader, Mittenwald 1979.) を提出し、学位を得た。1950年代にはヴィンフリート・マルティニー、アルミン・モーラー、カスパール・フォン・シュレンク-ノツィングらとともにカール・シュミットを信奉するグループに入っていた。また学生時代以来、オトマール・シュパンの弟子のサークルのなかで過ごし、エリアーデとエルンスト・ユンガーが編集した雑誌『アンタイオス』に寄稿していた。1950年代のミュンヘンの右派青年知識人の精神風土が見えてくるようである。ラッセムは、学位を得た後、放送局で通訳として従事する傍ら、出版編集者としてミルチャ・エリアーデの『宗教学概論』のドイツ語訳と編集に従事している。彼はエリアーデの最初のドイツ語翻訳者である。1954年にミュンヘン大学美術史研究所の助手となり、1959年には教授資格論文「社会と造形

芸術」(*Gesellschaft und bildende Kunst. Eine Studie zur Wiederherstellung des Problems*. De Gruyter, Berlin 1960) を提出し、1964年にザールブリュッケン大学に社会学および文化学 (Soziologie und Kulturwissenschaft) の正教授として招聘され、その後1968年にはザルツブルク大学から社会学および文化学の正教授として招聘を受け移籍し、1990年まで在職した。従来「社会学」の二次的部門として扱われていた「文化社会学」であったが、ラッセムは1980年代半ばにはフリードリヒ・テンブルックとともにドイツ社会学会に文化社会学の部門を再建した。ラッセムはドイツ語圏の辞典/辞典の項目著者としてもっとも多産な著者の一人と評されているようであるが、とくにここに訳出した「福祉 (の概念史)」がその代表作であるとのことである。著者晩年の労作ということになろうか。ラッセムの単著論文集としては、*Stiftung und Leistung. Essays zur Kultursoziologie*. Mäander, Mittenwald 1779, *Aspekte der Kultursoziologie*. Reimer, Berlin 1982, *Zivilisierte Adamskinder. Dreißig kultursoziologische Essays*. Böhlau, Wien 1997 がある。

ラッセムについては以下の文献およびHPを参照。

- ・ Conrad Christoph Wldemar Freiherr von Thienen-Adlerflycht, Nachruf auf Mohammed Rassem, *Zeitschrift für Ganzheitsforschung*, Neue Folge 45.2001, S.109-112.
- ・ Mohammed Rassem aus Wikipedia http://de.wikipedia.org/wiki/Mohammed_Rassem,
- ・ Geschichte der Abteilung Soziologie Universität Salzburg <http://www.uni-salzburg.at/index.php?id=49459>

3.

最後に、本論文を翻訳するにいたった経緯と作業経過を記しておく。本論文は、同じく『歴史基本概念事典』に収録されている「家族」(Familie) とともに、杉田が原書刊行当時から出来れば訳出したいと思っていたものである。

ドイツ語の Wohlfahrt はさまざまなニュアンスがあり、日本語に訳出しにくい言葉である。日本語の「福祉」の意味で捉えると、思わぬミスリーディングをしてしまう。ヨーロッパ思想史およびドイツ思想史において「福祉」の概念がどのような来歴を持っているのか、ドイツ語の Wohlfahrt は welfare や charity, caritas とどのように意味が違うのか気になっていたことがらであり、これを訳出すれば、近代を通じて政治社会と教会と家族と福祉の相互の関連と変容に関する示唆が日本語で得られる文献として役に立つかもしれないという期待もあった。その判断は、本論文をお読みにになった読者に委ねるほかはないが、個人的には、本論文から得た知見は、カント、フィヒテ、ヘーゲルの政治哲学関連のテキストを読む際に大いに役立っている。

本誌に2008年第15号から2010年第17号にまで「家族の概念史」を3回に分けて翻訳掲載した後、2010年晩秋に、当時ベルリンに在住していた田崎に共訳の企画を打診したところ、快諾を得たので、さっそく作業を依頼した。全文および注の下訳は一年後電子ファイルで届いた。訳文のチェックを行い、全体を三分割して本誌に3年計画で掲載することにした。田崎訳を杉田が原文と照合しつつ、訳語の確定を行い、それを田崎が改めて原文と照合しつつ推敲し、最後に杉田が仕上げを行い最終稿とした。最初の3分の1を2012年第19号に、次の三分の一を2013年第20号に、そして残りの三分の一を本年2014年第21号に掲載して、作業は終わった。

2014年6月23日 杉田孝夫 記